

※農業担い手課受付	※農林事務所受付	※農業委員会受付

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

令和 ○ 年 △ 月 □ 日

相馬市農業委員会会長 様

記

1 申請者の氏名、住所及び職業

当事者の別	氏名	印	現住所	電話番号
譲受人 (被設定人)	相馬 太郎		相馬市中村字北町63番地の3	37-2255
譲渡人 (設定人)	相馬 次郎		相馬市中村字大手先13番地	37-2190

【代理人】【行政書士の氏名、行政書士の印、職業＝行政書士、事務所の所在地を記載すること。】

(様式例第8-2号-2)

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積及び耕作者の氏名

郡市町村名		相馬市		地目		面積 (m ²)	耕作者 の氏名	市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都市計画区域外の別
譲渡人 (設定氏名)	大字・字	地番	登記簿	現況				
相馬 次郎	中村字北町	200番1	田	田	400	相馬 次郎	非線引き区域用途無指定	
以下余白								
計	1 筆				400 m ²	(田 400 m ² 、畑	m ²)	

3 転用計画

(1) 転用の目的	権利を設定し、又は移					
自己住宅用地	(2) 転しようとする理由の詳細	別紙事業計画書のとおり				
(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	許可の日から 永 年 間 (一時転用の場合: 令和 年 月 日から ヶ月間) ※一時転用の場合のみ記載					
(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	工事期間	(着工) 許可の日 ~ (完成) 10 ヶ月後			
		名称	棟数	建築面積 m ²	所要面積 m ²	備考
	土地造成	(申請地)	/	/	400	
		(併用地)	/	/		
	計	/	/		開発区域内併用地面積を含む。	
	建築物	自己住宅	1	65	300	
	建築物	駐車場・回転広場			100	
	工作物					
	工作物					
	計	/	1	65	400	開発区域内併用地面積を含む。

4 権利を設定・移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	権利の設定・移転の対価(円/m ²)	その他
所有権	移転(売買)	許可の日	永年間	10,000円	

5 資金調達についての計画

収 入		支 出	
自 己 資 金	5,000,000 円	用 地 費	0 円
借 入 金	25,000,000 円	造 成 費	5,000,000 円
補 助 金		建 築 費	24,500,000 円
()		許 認 可 諸 手 続 き	500,000 円
()		()	
計	30,000,000 円	計	30,000,000 円

6 車5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要

①土砂の流出等の災害を防止するための措置 敷地内を造成後、転圧を加えて敷砂利とし、土砂の飛散を防止する。
②農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置 生活雑排水は公共下水道で処理をする。雨水は自然浸透を原則とし、余剰分は市道側溝へ流出させる。
③周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照等)に支障を及ぼさないための措置 周辺は宅地化されており、支障を及ぼすことはない。 許可後、周辺農地の営農条件に支障を及ぼした際は、責任をもって対処する。

7 その他参考となるべき事項
